

議案第60号

鯖江市手数料徴収条例の一部改正について

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月25日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鯖江市手数料徴収条例（昭和55年鯖江市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から9の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江市手数料徴収条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。